

会 員 規 約

制定 平成28年5月20日

改定 平成29年4月1日

この規則は、一般社団法人 和の道黎明会（以下「本会」という。）の定款に基づき、会員に関する事項をまとめたものである。

（目的）

第1条 本会の目的は、日本の伝統文化の継承とその振興。また、それに基づく様々な和の道の普及啓蒙活動を図ることによって、より良い社会づくりをめざす。

（会員）

第2条 本会の会員は、上記の目的にのっとり次世代に必要とされる「和」の心を持ち、本会の主旨に賛同し入会した個人とする。

（会員の入会手続）

第3条 会員になるには、所定の手続きにより年会費の納入を必要とし、その後会員証を交付する。

（会員資格の発生）

第4条 会員の資格は、会員が年会費を納入した時から生じる。

（会員の有効期限）

第5条 新規入会における有効期限は、年度末（5月31日）とする。

（会員の更新手続）

第6条 会員は、退会の意思表示がない場合には、1年間自動更新されるものとし、次年度（6月1日まで）に新たに年会費を納入すること。

（会員の権利）

第7条 会員は、有効期限内において、本会が催す各種催事へ優先的に参加ができ、かつ本会発行の刊行物等の提供及び配信を受けることが出来る。

（会員の義務）

第8条 会員は次の事項を守る。

- (1) 会員は、本会に対して、いかなる虚偽の申請を行わないこと。
- (2) 会員は、本会に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(3) 会員は、本会員としての自覚を持ち、本会の品位を汚すような行為をしないこと。

(会員の退会手続)

第9条 会員が退会しようとする時は1ヶ月前書面にて申し出ること。また、会員カードの返却をすること。

第10条 年度途中で退会する場合、会費の返却は行わない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の場合に資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第8条の規定を守らず、理事会が退会勧告を出したとき。
- (4) 会費の納入を怠ったとき。

(会員の権利喪失)

第12条 第10条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失う。この場合、すでに納入した金銭の返還はしない。

この規定は、平成29年6月1日から実施する。

【会費】

<年会費> 12,000円

年度途中に入会した場合は、以下の通りです。

入会月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
会費	¥12,000	¥11,000	¥10,000	¥9,000	¥8,000	¥7,000	¥6,000	¥5,000	¥4,000	¥3,000	¥2,000	¥1,000

<2年目以降自動更新 年会費>

12,000円(5月31日振込期限)

<振込先>

銀行名 : 大阪シティ信用金庫

支店名 : 江戸堀支店

口座種類 : 普通

口座番号 : 8083856

口座名義 : 一般社団法人 和の道 黎明会

※振込手数料は、各自ご負担ください。